

陳寿の処世と『三国志』

田 中 靖 彦

はじめに

西晋に仕えた陳寿の著した『三国志』は、言うまでもなく三国時代の歴史を知るための最重要史料である。筆者の大きな関心は、中国における三国時代をめぐる言説の展開にあるが、⁽¹⁾『三国志』は、三国時代そのものを理解するための基本史料であると同時に、三国時代をめぐる初期の言説を伝える史料の一つであるとも言える。本稿では、陳寿の三国観とその特徴について、『三国志』本文を主な材料としつつ（本論では、『三国志』よりの引用は、魏志・蜀志・呉志に分け出典を示す）、陳寿の生涯や、彼の生きた西晋官界との関連を踏まえながら、考察を進めたい。従来の研究ではもっぱら、陳寿が密かに「蜀漢正統論」を同書に込めたという点に注目が集まっているが、斯かる理解ほどの程度的を射ているのであろうか。

一、陳寿の生涯と同時代評価

69 『三国志』は、西晋に仕えた陳寿（字は承祚。一三三三？～二九七？）の編んだ紀伝体の史書である。陳寿は元來蜀漢の

人で、蜀漢が曹魏に滅ぼされて後、曹魏には仕官しなかったが、その曹魏も西晋に取って代わられると、西晋に仕え、魏書三十卷、蜀書十五卷、吳書二十卷、合計六十五卷から成る『三国志』⁽²⁾と題する史書を編んだ。うち、魏書・吳書は先行する史料を収集・斟酌したものを主な内容とし、蜀書は彼自らの手になる部分が多いという。

(一) 陳寿略歴

まず、陳寿の略歴を確認しておきたい。彼に関する基礎資料は『晋書』卷八十二・陳寿伝、及び『華陽国志』卷十一・後賢志八・陳寿の項である。ただしこれらの記述には矛盾もあり、また両伝とも内容が極めて簡素なため、彼の生涯を正確に追うことは困難である。本論では、先行研究を参照しつつ⁽³⁾、『三国志』の成立および込められた意図に関わりのある事象を中心に見てゆきたい。

陳寿は、巴西郡安漢県（現在の四川省南充市）を本籍とする蜀漢出身の人物である。生年は、『晋書』本伝に「元康七年（二九七）病卒、時年六十五。」とあることから、蜀漢の建興二年（二三三）の生まれとする説が有力だが、津田資久⁽⁴⁾（二〇〇一）は、この元康七年という没年は成立し得ないと説く。

陳寿ははじめ譙周に師事し、その後蜀漢の官僚として仕官した。その就任官職や経歴などには諸説あるが、諸葛瞻の衛將軍主簿、東觀秘書郎を歴任したと津田⁽⁵⁾（二〇〇一）はまとめている。東觀とは後漢における宮中文庫のことで、漢の同時代史である『東觀漢記』は、ここで編纂された。自らを漢と称した蜀漢では、官僚制度も基本的には後漢のそれを踏襲していたから、陳寿もまた同時代史編纂に職務上関わり、蜀漢の歴史に通暁していた可能性が高い。後に『三国志』を著す下地が見いだせる。

やがて蜀漢は曹魏によって滅ぼされ（二六三年）、その曹魏もまた禪讓を迫られて西晋に取って代わられた（二六五

年)。陳寿は武帝期の西晋に仕官し、佐著作郎、ついで著作郎となった。その後、杜預・張華の働きかけにより治書侍御史・兼中書侍郎・領著作郎と官を進めるが、長広（現在の山東省萊陽市）太守に左遷された。⁽⁶⁾これは、陳寿が張華の派閥に属しており、張華と対立関係にあった時の権臣・荀勗に睨まれた結果であるという。これらの人事との前後関係は不明ながら、陳寿の『三国志』が成書したのは、晋による天下統一が達成された後のことという。また、亡くなった母を帰葬しなかったという不孝のかどで貶議を蒙ったのもこの時期のこととされている。⁽⁷⁾その後恵帝期には太子中庶子に除せられたが、太子廢立に伴い兼散騎常侍となった。⁽⁸⁾やがて、張華が非業の最期を遂げたのち、陳寿は洛陽において亡くなった。⁽⁹⁾

(二) 同時代における陳寿評

続いて、『三国志』および陳寿に対する同時代人の評価を、『晋書』卷八十二・陳寿伝を元に概観してみよう。

……〔陳壽〕撰魏吳蜀三國志、凡六十五篇。時人稱其善敘事、有良史之才。夏侯湛時著『魏書』、見〔陳〕壽所作、便壞己書而罷。張華深善之、謂壽曰、「當以『晉書』相付耳。」其爲時所重如此。或云、丁儀・丁廙有盛名於魏、壽謂其子曰、「可覓千斛米見與、當爲尊公作佳傳。」丁不與之、竟不爲立傳。壽父爲馬謖參軍、謖爲諸葛亮所誅、壽父亦坐被髡、諸葛瞻又輕壽。壽爲亮立傳、謂亮將略非長、無應敵之才、言瞻惟工書、名過其實。議者以此少之。……元康七年、病卒、時年六十五。梁州大中正・尚書郎范頴等上表曰、「……臣等案、故治書侍御史陳壽作『三國志』、辭多勸誡、明乎得失、有益風化、雖文艷不若相如、而質直過之、願垂採錄。」於是詔下河南尹・洛陽令、就家寫其書。⁽¹⁰⁾

上の要点をまとめると、以下のようになる。陳寿の『三国志』はよく書けていると讃えられ、これを読んだ夏侯湛が自

著『魏書』を破棄するほどであった。だが一方で、「丁儀・丁廙の子が賄賂として米をくれなかったので、丁儀・丁廙の伝を立てなかった」⁽¹⁾、「陳寿の父は諸葛亮から髡刑に処せられたので「諸葛亮は軍略の才が無かった」と評した」、「陳寿自身が諸葛瞻に軽んぜられていたので、「諸葛瞻の名声は實際を超えたものであった」と評した」という風評が立ち、人々から軽んじられた。陳寿の死後、『三国志』を教化に有益な書だとする范頴の上書が納れられ、『三国志』を筆写する勅命が下った。

以上を見ると、陳寿の存命中より既に筆を枉げたことに対する疑惑が囁かれていたが、『三国志』に対する評価は総じて高かったことが分かる。

それでは、こういった人生を歩んだ陳寿が『三国志』に込めた思いとは何だったのであろうか。

二. 陳寿の三国描写

(一) 『三国志』の体裁

『三国志』は紀伝体の体裁を採る史書である。志や表に当たる部分は無く本紀と列伝のみから成る、文字通り紀伝体の書で、前述の通り魏書・蜀書・呉書の三部構成であるが、本紀は魏書のみで設けられ、蜀書・呉書は総て列伝のみから成る。このことは、皇帝が蜀漢でも孫呉でもなく曹魏にしか存在しなかったことを端的に示しており、後世風の言い方をすれば、『三国志』が体裁上は「曹魏正統論を説く書」であることは疑いの余地が無い。

陳寿と『三国志』に対する後世の評価は、簡潔な名著という評価が比較的安定する一方、陳寿の魏呉蜀への筆致に対する議論を中心として展開された。こういった『三国志』に対する評価の変遷を、『四庫全書総目』（以下、『四庫総目』と略称）巻四十五・正史類『三国志』は、以下のようにまとめている。

臣等謹案、『三國志』六十五卷、晉陳壽撰、宋裴松之註。壽事迹具『晉書』本傳、松之事迹具『宋書』本傳。凡魏志三十卷、蜀志十五卷、吳志二十卷。其書以魏爲正統、至習鑿齒作『漢晉春秋』始立異議。自朱子以來、無不是鑿齒而非壽。然以理而論、壽之謬萬萬無辭。以勢而論、則鑿齒帝漢順而易、壽欲帝漢逆而難。蓋鑿齒時晉已南渡、其事有類乎蜀。爲偏安者爭正統、此孚於當代之論者也。壽則身爲晉武之臣、而晉武承魏之統、僞魏是僞晉矣。其能行於當代哉。此猶宋太祖篡立近於魏、而北漢・南唐蹟近於蜀、故北宋諸儒皆有所避、而不僞魏。高宗以後、偏安江左、近於蜀。而中原魏地、全入於金。故南宋諸儒乃紛紛起而帝蜀。此皆當論其世、未可以一格繩也。……⁽¹²⁾

「『三国志』は魏を「正統」としており、その誤謬は言い訳できないものだが、曹魏を継承して成立した西晋の臣下であった陳寿には、魏を偽とすることはできなかったのだ」とある。斯かる『三国志』への理解は、現在でも定説である。

だが、もし陳寿が本当に一点の曇りもなく「曹魏が唯一の受命王朝」と信じて疑わなかったのなら、彼は自著の名を『魏史』などの曹魏の史書であることが一目瞭然である題名にしたはずである。だが陳寿はそうはせず、敢えて『三国志』という題名を与えた。これによって我々は今日、三世紀の中国が曹魏が天下を統べる時代ではなく、魏蜀呉の三王朝が覇を競った時代であったことを知ることができる。となれば、「確かに陳寿は曹魏のみに本紀を設けたが、陳寿が『三国志』において最も主張しなかったことは曹魏の絶対性ではない」ということが言えよう。では陳寿の秘められた本意は、いったい何だったのか。

(二) 蜀漢賞揚

現在に至るまで最も有力な説は、「密かに祖国蜀漢を称揚せんとの含意が込められている」というものである。陳寿が蜀漢に最厲の筆致であることは古くから指摘があり、その端的な証拠として、劉備・劉禪に対する「先主」「後主」という呼称が挙げられる。孫権を「權」と呼び捨てとしていることが、劉備父子の扱いが別格であることを更に際立たせている。

斯かる説のうち、最も説得力がある説としてよく引かれるのが、朱彝尊の「陳寿論」⁽¹³⁾である。

陳壽、良史也。世誤信「晉書」之文謂「索米丁氏之子、不獲、竟不與立傳。又輕諸葛亮「將略非長、無應敵之才」、以此訕壽。至宋尹起莘、從而甚之。其言曰、「自陳壽志『三國』、全以天子之志予魏、而以列國待漢。」收天下三分之二、司馬氏繼之、于時作史者、王沉則有『魏書』、魚豢則有『魏略』、孔衍則有『魏尚書』、孫盛則有『魏春秋』、郭頒則有『魏晉世語』。之數子者、第知有魏而已。壽獨齊魏于吳・蜀、正其名曰『三國』、以明魏不得爲正統。其識迴拔乎流俗之表。且夫魏之受禪也、劉廙・辛毗・華歆・劉若輩頌功德、李伏・許芝上符瑞、先後動百餘人、其文見裴松之注。至今遺碑在許、大書深刻。而壽盡削之、不以登載。至先主王漢中、卽帝位武擔、蜀之羣臣請封之辭、勸進之表、告祀皇天后土之文、大書特書、明著昭烈之紹漢統、予蜀以天子之制。足以見良史用心之苦矣。街亭之敗、壽直書馬謖違亮節度、舉動失宜、爲張郃所破。初未嘗以父參謖軍被罪、借私隙咎亮。至謂亮「應變將略、非其所長」、則張儼・袁準之論皆然、非壽一人之私言也。壽於魏文士、惟爲王粲・衛覲五人等立傳。粲取其興造制度、覲取其多識典故。若徐幹・陳琳・阮瑀・應瑒・劉楨、僅於祭傳附書。彼丁儀・丁廙、何獨當立傳乎。造此誘者、亦未明壽作史之大凡矣。噫、「綱目」紀年、以章武接建安、而後得統之正。然百世之下可爾。其在當時、蜀入于魏、魏禪于晉。壽既仕

晉、安能顯尊蜀以干大戮乎。『書』曰、「責人斯無難。」尹氏之責壽、予竊以爲、未得其平也。⁽¹⁴⁾

これは大変に鋭い指摘と言わねばならない。彼の指摘するように、『三国志』は、唯一の天子であるはずの曹丕の皇帝即位に関する記事には臣下の勸進表をほとんど採録しない⁽¹⁵⁾のに、劉備の皇帝即位の記事には即位の詔、皇天后土に告祀する文などを余すところ無く採録している。⁽¹⁶⁾ 朱彝尊は、これを最大の論拠として、陳寿は天子の制を劉備に与えていると主張し、斯かる論を展開した陳寿を良史と讃えているのである。

陳寿の蜀漢寄りの筆致は、『三国志』本文の採録する冊書の数およびその内容からも明らかとなる。筆者の調べでは、同書には「冊」として収録されるものが二⁽¹⁷⁾、「策」の引用が十七⁽¹⁸⁾、合計十九の冊書引用があり、数の内訳は、魏志が四、蜀志が十三、呉志が二となる。ただし、例えば、呉志所載の孫権への九錫下賜の冊書が曹丕の発布したものであるように、収録先と発布元が一致しない事例もあるため、上記の数字がただちに陳寿の三国に対する重視の度合いを示すものとは言えない。だがそれでも、蜀に比重が傾いていることは言を俟たない。特に目を引くのは、皇太子・皇后の冊立や、張飛・馬超への冊書など、劉備が帝位に即いた章武元年発布のものが多く⁽¹⁹⁾、魏の皇族関係では卞氏を王太后とする冊書が見えるのみであることと比較しても、劉備の即位を華やかに彩り、皇帝として権威づける意図が看取できる。諸葛亮に対する冊書の数が三つも見えることも、彼に対する陳寿の思い入れを示すものと理解してよからう。また、蜀漢人士に対する讃辞で満ちた『季漢輔臣贊』が、蜀志の末尾に収録されている(蜀志十五・楊戲伝)ことも、陳寿の蜀漢重視の姿勢の証左としてよく知られている。

かかる蜀漢に対する筆致の動機は、旧蜀漢人士である彼が抱いたであろう祖国称揚の意図に求められる。李徳林は、魏収とのやりとりの中で、早くもその点を指摘する(『隋書』卷四十一・李徳林伝)。渡邊義浩(一九九八)は、陳寿を含め旧蜀漢人士が西晋において不遇であったことに着目し、陳寿は『三国志』において諸葛亮の「忠」を強調することによつ

て旧蜀漢人士の登用を訴える意図があったと説く。また同(二〇〇八)は陳寿の意図を、天命が「後漢↓季漢(蜀漢)↓曹魏↓西晋」という伝わり方をしたと論ずることにより、蜀漢の正統性を潜ませることになったと指摘する。

(三) 三国に対する比重

陳寿の蜀漢に対する好意的態度は明らかであり、特に「劉備をこそ正式の皇帝と見なしたかった節がある」という朱彝尊の指摘は非常に鋭い。だが裏を返せば、春秋の学が古くから発達し、微言大義を史書に込める伝統の強い中国において、このような陳寿の意図が当時にあつて看破されなかつたはずはない。まして同時代人ならば、そういった点におおざら敏感だつたはずである。それでも『三国志』が西晋朝廷において公式の史書として認可されたからには、陳寿の筆致も、魏より禅譲を受け成立した晋朝において「密かに蜀漢を受命王朝扱ひした記述だ」などと問題視されなかつたことになる。つまり、『三国志』は、後世の人々が考えるほどの明確な蜀漢正統論的な意図は込められていないのではないかという疑問が生ずることとなる。

先に、冊書に着目した尊蜀の筆致を論じたが、斯かる点から分析を試みた場合、尊蜀とは異なる傾向が見いだせる事例もあることは留意すべきである。それは、曹操や孫権に対する九錫文が採録されている(魏志一・武帝本紀、呉志二・呉主伝)ことである。曹操は漢献帝より、孫権は魏文帝こと曹丕より九錫を下賜された。特に曹操の九錫拝受の意味は大きく、魏王朝は実質、曹操が九錫を賜り魏公となった時点で創始された。⁽¹⁹⁾趙翼『廿二史劄記』卷七・禅代が指摘するように、九錫文は漢魏以降、禅讓革命の開始を象徴するものとなったが、斯かる認識は三国時代の人々にも既に存在していた。蜀の李嚴は、諸葛亮に対し「九錫を受け爵を進めて王を称するように」と勧め、劉禪に取つて代わるよう暗に仄めかしている(蜀志十・李嚴伝注『諸葛亮集』)。この逸話は、李嚴や諸葛亮が、九錫拝受を革命、あるいはその前段階と認識

していたことを示す。しかも、この故事を伝える『諸葛亮集』が陳寿の編纂であることから分かるように、陳寿自身、九錫拝受が重大事であると認識していた。同時代人からこのように見なされていた九錫を曹操や孫権が拝受したことは、彼らにとって絶好の大義名分となったであろう。⁽²⁰⁾曹丕が九錫を軽々に下賜した理由は定かでないが、今上皇帝よりの後継者指名に等しい九錫文が、魏や呉の成立に少なからぬ合法性を附与したことは疑いがない。⁽²¹⁾斯かる九錫文を『三国志』が採録したということは、曹操や孫権による新政権樹立の合法性の宣伝に、陳寿が一役買ったとすら見ることが出来る。特に曹操への九錫文は、曹丕への禪讓の詔と並んで「漢↓魏」という継承関係を直接に証明する文献であり、三国の正当性を比較する上で低からぬ重要性を有している。漢献帝の曹丕への禪位の冊書が持つ重要性については、言うまでもない。

つまり陳寿は、確かに蜀に対する権威づけに最も腐心したが、魏や呉の大義名分も明記していることになる。蜀に対しては、劉備が臣下の勸進を受け即位したことを強調し、光武帝による漢朝再興を想起させる一方、魏に対しては、漢の正式な継承者であることを明記し、さらに呉に対しては、漢の継承者魏より後継者指名を受けたことを記載している。誤解を恐れず単純化して表現するならば、魏の「漢↓魏」という主張、蜀の「漢⇄蜀漢」という主張、呉の「漢↓魏↓呉」という主張を、陳寿はいずれも記録に残しているのである。書名を『三国志』と名付ける以上、当然の措置と言えようが、この点において、陳寿の公正な史家としての態度は賞賛されて良いであろう。確かに蜀の権威は抜きん出ているが、さりとて魏呉を完全な非合法政権と一蹴しているわけでは全く無い。⁽²²⁾斯かる陳寿の筆法を「蜀漢正統論」と理解してしまうと、あたかも陳寿は蜀のみを合法政権とし、魏呉は全く取り合わなかったかのような誤解を生む。それよりは、『三国志』は、比重の差こそあれ、三国いずれに対しても一定の合法性を認めていると見たほうが現実的であろう。それでは、なぜ陳寿はこのような筆法を採ったのであろうか。

(四) 西晋への迎合と『三国志』という書名

陳寿が『三国志』を著した最大の目的として指摘し得るのは、晋朝への迎合である。本田濟（一九六二）が簡潔にまとめるように、『三国志』が晋に対し最も筆を曲げているという指摘は数多い。曹魏にのみ本紀を設ける記述体裁自体、曹魏より禅譲を受けた西晋への配慮から来るものであるに過ぎない。しかも、曹魏のみに本紀を設けながら、曹操・曹丕・曹叅と代が下るにつれ、否定的側面が強調される記述になっている。これはもちろん、晋が魏に取って代わるのが当然だと読者に印象づけるためのものである。そして、高貴郷公曹髦の弑逆事件に関する「甘露五年」五月己丑、高貴郷公卒、年二十。」（魏志四・三少帝紀）という記述は、司馬氏への廻護の最たるものとして知られている。⁽²³⁾

斯かる陳寿の晋に対する筆法を踏まえて考えると、『三国志』という書名すら、西晋賛美を目的としたものであると見ることができよう。天下が三つに分裂していたことを示す題名を冠することにより、これを統一した西晋の功績が強調されるからである。それを最も雄弁に物語るのは、劉禪が魏に降伏を申し出る書状、劉禪を安樂公に封ずる冊書（蜀志三・後主伝）、孫皓が晋に投降の許可を願い出る書状と、彼を帰命侯とする詔（呉志三・三嗣主伝）を『三国志』が採録していることである。

劉禪の降伏文から見てもよい。同文はまず、蜀という片隅に隔絶し、天命に背き魏に逆らい続けた罪を詫び、天威が振るわれ、人鬼ともに能に歸する運命にあると述べる。帰順する対象を魏ではなく「能」すなわち司馬昭とする含意が看取できるが、同文は更に「伏惟、大魏布德施化、宰輔伊・周、含覆藏疾」⁽²⁴⁾すなわち、魏は徳をしき教化を施し、伊尹・周公に比すべき賢臣を宰相とし、寛大にも悪人をお許しになっているので投降します、と続き、印綬を奉り投降する旨を述べた終わっている。つまり蜀が魏に降伏するのは、魏が伊尹・周公こと司馬昭の輔佐を得ているからだと言うのである。『三国志』が同文を採録する意図が「蜀は司馬氏に帰順した」という主張にあることは明らかである。後主伝は続けて、「漢

室が統を失した際、劉備は西方を隔絶させ、戦乱が続いたが、お前は身を屈したので、それを嘉する」という冊書を取った上で、劉禪が晋の泰始七年に亡くなったことを記している。陳寿はそんな劉禪を、諸葛亮が没し宦官を重用してから暗愚になったと評する。かかる筆致は、陳寿の魏帝に対する評価が、曹操以来代を重ねることに下がっているのと同様に理解できよう。諸葛亮死後の劉禪は、晋に降伏すべき存在だといふのである。それでも郷里の元皇帝だからであろうか、陳寿の劉禪評は、「樂不思蜀」の故事に代表される暗君の代表といふほどには悪くないように思われる。

孫皓の降伏文も見ておこう。同文は「漢室が統を失し天下が分裂した際、我が先祖は江南を拠点とし魏と隔絶しましたが、晋が起こり徳が天下を覆っています」と述べ、今更ながら降伏するので寛大な処置を願うと結んでいる。これに対し晋武帝は「孫皓は切迫して帰順したが、これを憐れに思うので、帰命侯の号を賜う」との詔を降した。斯かる孫皓に対する陳寿の評は劉禪と比べて圧倒的に辛辣で、「非道な孫皓は斬首して人々に謝罪すべきであったが、死罪を許された上に帰命侯の号を加えられたのは、(天子司馬炎の)寛大なる恩、過度の厚遇ではないか」と論じている。この酷評は、呉が陳寿の祖国ではないから迴護する必要を感じなかったであろうことに加え、孫皓の投降が劉禪よりも遅い、換言すれば、呉は蜀より晋に対し従順でないという批判であろう。そして、⁽²⁵⁾こんなにも許し難い孫皓を許した司馬炎の寛大さを讃えて、呉志三は終わっている。

つまり陳寿は、魏帝曹奐から司馬炎への禪讓を明記し「魏↓晋」の継承関係を示す(魏志四・三少帝本紀)のに加え、呉蜀の投降にまつわる一連の文書採録することにより、「蜀↓晋」「呉↓晋」という継承関係をも示していることになる。さきに、『三国志』は程度の差こそあれ三国いずれに対しても一定の合法性を認めていた節があると述べたが、その理由はここに求められよう。『三国志』の提示する継承関係は、先述のように、魏の主張する「漢↓魏」、蜀の主張する「漢↓蜀漢」、呉の主張する「漢↓魏↓呉」の三つがあるが、これらはいずれも途中経過に過ぎない。この三つの継承関係はすべて、最後に「↓晋」が加わって終わっているのである。すなわち、陳寿が『三国志』において述べたかったこと

は、「漢⇨蜀⇨晋」（あるいは「漢⇨魏⇨晋」という一本道の継承関係——後世風に言うところの「正統」の系譜——ではなく、「漢⇨魏⇨晋」「漢⇨蜀⇨晋」「漢⇨魏⇨呉⇨晋」の三本の系譜が存在し、それらがすべて晋に帰着したということとどったのではあるまいか。蜀呉いずれの投降の事例でも、「漢が統を失して天下は分裂したが、晋が現れたので投降する」という趣旨の表現が見えることは、それを裏付ける。手厳しい評価となるが、先に指摘した「陳寿の公正な史家としての態度」も、つまるところは西晋賞賛を動機としたものであったことになろう。「漢が有していた天下は三分された。魏呉蜀は各々、自己の正当性を主張しあい、戦乱と分裂が続いた。しかしこの三国はいずれも自ら晋の臣下となり、ここに天下は平定された。晋は、三国すべてを統一し、各々の主張した合法性をも有した、最も偉大な存在である」——『三国志』からは、そんな主張が読み取れる。

(五) 陳寿の曲筆の姿勢

陳寿が迎合した先は、西晋という政権や皇族だけではない。極めて個人的な人間関係に基づいた曲筆すら『三国志』には見られる。

陳寿の曲筆について、津田資久（二〇〇一）、同（二〇〇三）は以下のような指摘をする。曹丕曹植の不仲や曹魏の親族抑圧政策は、陳寿が多分に創作したもので、事実ではない。また、『三国志』で唯一の伝序である曹魏の後妃伝の序は、曹魏において外戚の専横が無かったことを美点として讃える内容となっている。こういった記述をした陳寿の意図は、親族を抑圧した曹魏が早々に滅亡したことを訓誡として、晋朝皇族による至親輔翼体制を主張すること、司馬攸帰藩を諫止すること⁽²⁶⁾、司馬炎の外戚楊氏の擡頭を戒めること、長子相統を正当化することにより（司馬攸でなく）司馬炎が皇位にあることを正当化し、不慧が明らかとなりつつあった司馬衷の皇位継承をも擁護すること、にあった。

また渡邊義浩（二〇〇八）は、曹丕・曹植の不仲を陳寿の創作とする津田説は否定するが、陳寿は西晋の正統化を優先していたこと、従って彼の曹魏尊重は表面的なものに過ぎなかったこと、孫呉最後の皇帝である孫皓を厳しく評価することによって、伐呉推進派であり陳寿を抜擢した張華・杜預を支持したことを指摘する。

『三国志』の筆致に政権への迎合を看取するという点において、先行研究の見解はおおむね一致する。また、陳寿を引き立てた杜預の祖父・杜畿は、魏志十六に立伝されているが、その称賛の度合いは杜畿の活躍の実態と比した時、異常とも言える高さであり、これも陳寿の杜預に対する迴護の一つと見ることができる。

陳寿の描く三国時代に、彼の生きた西晋朝の情勢が色濃く反映されていることは認めて良い。陳寿は、自らの仕えた西晋王朝や主君・司馬炎のみならず、杜預・張華といった自らに近しい人物を擁護・迴護する主張を、露骨に『三国志』に盛り込んでいたことになる。これはもはや、『四庫総目』の説くような「陳寿は晋に仕えたのでやむを得ず魏を正統とした」という範疇を超えた筆の枉げ方であろう。いわば『三国志』には、陳寿の渡世道具としての側面が潜んでいるのである。

前述のように生前の陳寿は、私怨から諸葛亮・諸葛瞻を悪く評したと批判されたり、袖の下を要求したが拒絶されたので丁儀・丁廙を立伝しなかったと噂されたりした。⁽²⁸⁾ これらの真偽は定かでないが、「陳寿は賄賂如何で筆を枉げた」という批判が当時において存在したこと自体は事実であろう。これまでに検証してきた陳寿の曲筆を鑑みたとき、これらの批判は、あながち根も葉もない出鱈目というわけではないように思われる。

陳寿の死後、『三国志』を筆写する勅命が下ったことは、『三国志』が晋朝公認のお墨付きを貰ったことを意味する。西晋朝が『三国志』を政権公認の書とした理由は、同書の内容が西晋朝にとって都合の良い要素をふんだんに有していた（少なくとも当時の政権はそう判断した）ことに求められよう。

以上、清朝考証学を含めた先行研究を参照しながら、『三国志』の特徴および陳寿の意図について確認してきた。それらを本論の主旨に沿ってまとめると、以下のようになる。

陳寿は密かに、故国蜀漢に対する眞實の描写を随所に残したが、それでも曹魏にのみ本紀を設けることで、少なくとも体裁上は曹魏を三国で唯一の正式な王朝であると扱った。だが彼は一方で、蜀あるいは魏だけの優位を説くことはせず、魏呉蜀すべてに対し相応の権威を認めた。その目的は、三国による天下分裂を強調すること、そして、それを統一した西晋を最も偉大なる存在と主張することにある。斯かる思惑の結果が『三国志』という書名と体裁を生むこととなった。しかも、そればかりでなく彼は、自らの属する派閥に眞實な描写をするなど、曲筆の姿勢が注目される。

三、陳寿の「不遇」と『三国志』

(一) 陳寿は「不遇」か

陳寿は一般に、不遇の人であったと評されることが多い。その「不遇」とは具体的には、権力を握った宦官・黄皓に睨まれたこと、父の服喪中に病となったため薬を服用し、それを客人に目撃されて郷党の貶議を蒙ったこと⁽²⁹⁾(以上、蜀漢仕官時)、そして前述のように、『三国志』に筆を枉げた点があると批判されたり、張華閥に属したため権臣・荀勗に疎まれて出世が頭打ちとなった、という点である。そして最大の「不遇」として挙げられるのが、「蜀漢を正統と信じながらも、西晋に仕える役人として、意に反して曹魏を正統と扱わねばならなかった」というもので、本田済が指摘するように、この傾向は清朝の史学者に顕著である。『四庫総目』の見解も、朱彝尊の「陳寿論」も、これを基本的見解としている。そしてこう見なす傾向は、今なお強い⁽³⁰⁾。

だが既に論じたように、陳寿が蜀漢だけを「正統」と主張したのかは疑問であり、そこに彼の「不遇」を見出そうとい

うのは、蜀漢正統論が隆盛した後世からの後付け的な視点であるように思われる。『三国志』に陳寿の込めた思いを検証するためにも、彼が本当に言われているほどの悲運の人であったかを検証する必要がある。

まず、彼の官歴から見よう。蜀漢時代の陳寿は、益州從事から諸葛瞻の衛將軍主簿、東觀秘書令史、東觀秘書郎へと官を進めている。斯かる陳寿の官歴について津田（二〇〇一）は、黄皓に睨まれて地方へ追い出された羅憲と比較したとき、「陳寿は卑官とはいえ秘書郎まで中央官を累遷・昇進していることからすれば、黄皓との正面からの対立自体が疑問視される」と指摘する。そして西晋に仕えてからの陳寿は、佐著作郎（七品官）として官途に就いた。宮崎市定『二九五六』によると、晋代において郷品二品が起家する際には、秘書郎あるいは佐著作郎が清官として好まれたというから、西晋朝における陳寿は、郷品二品かそれに準ずる待遇であった可能性が指摘できる。その後も、地方に左遷されたとはいえ郡太守は五品、都に戻ってからは中央官として太子中庶子（五品）となった。東宮官の一つである太子中庶子は、将来の皇帝に近しい清官である。もともと、『晋書』陳寿伝によると、結局太子中庶子には就任しなかったとあり、『華陽国志』でも、皇太子が地位を失った（それと同時に陳寿も太子中庶子ではなくなったことを意味する）ことが記されている。いずれの記述を採るにせよ、陳寿にとって太子中庶子としての利点はさほど無かったであろうが、除せられたことという事実が、陳寿の西晋朝における地位を物語っている。さらに『華陽国志』によれば、兼散騎常侍（三品、ただし「兼」すなわち兼官）となっており、加えて、恵帝が直々に張華に対し陳寿の才能を讃える言葉を残している上に、張華は陳寿を九卿に取り立てるつもりであったという⁽³⁾。榮華を極めたというには程遠いながら、なかなか官歴であると評して良いであろう。

もちろん、陳寿の官僚人生が常に順風満帆だったわけではなく、「位人臣を極めることができなかつた」という点では、陳寿は「不遇」であつたかもしれない。だが、彼の人生が常に受難続きで良いことが全く無かつたわけでは決してない。『史記』『漢書』『後漢書』『三国志』の「前四史」は、不遇の史家による名著と一括りに理解される印象があるが、この前

四史の著者の経歴を並べてみたとき、『史記』の著者司馬遷が宮刑となり、『漢書』の著者班固が獄死し、『後漢書』の著者范曄が謀反人の一味として刑場の露と消えたという「不遇」と比した時、少なくとも陳寿を彼ら三人と同列に「不遇」と一概に見なすことは慎むべきであろう。寧ろ、旧蜀漢人士が六朝期官界において不遇であったこと⁽³²⁾を踏まえて彼の官歴を見ると、陳寿は旧蜀漢人士としては異例とも言える出世頭だったとすら評することができるかもしれない。

(二) 陳寿と荀勗・張華

ここで、陳寿の「不遇」の原因であったとされる荀勗について考えておきたい。陳寿が荀勗と険悪な関係にあったとする史料については上述した。だが、陳寿と荀勗の関係についての興味深い記述が『華陽国志』に残っている。

……吳平後、〔陳〕壽乃鳩合三國史、著魏・吳・蜀三書六十五篇、號『三國志』。又著『古國志』五十篇、品藻典雅。中書監荀勗・令張華深愛之、以班固・史遷〔司馬遷〕不足方也。……〔張〕華表令兼中書郎。而壽『魏志』有失〔荀〕勗意、勗不欲其處內、表爲長廣太守。〔華陽国志〕卷十一・後賢志八・陳寿⁽³³⁾

要約すると、以下のようになる。晋が孫呉を平定すると、陳寿は『三國志』と『古國志』を著した。荀勗と張華は彼を深く愛し、『漢書』の著者班固や『史記』の著者司馬遷をも上回る評価を与えた。ところが、陳寿の著した魏志（すなわち『三國志』魏書）に、荀勗の意に沿わぬところがあつたことで彼の不興を買ひ、長広太守に左遷された、という。

この記述を素直に解釈すれば、「『三國志』の著者である陳寿を一度は絶賛した荀勗が、後になって『三國志』の一部である魏志に不快感を抱き、陳寿を左遷した」ということになる。一度は手放して陳寿を絶賛した荀勗が、一転して陳寿を

疎んじたというのである。この一見矛盾した記述は、どのように理解すべきなのであろうか。

考えられる可能性は三つある。一つは、「荀勗が陳寿を憎んだ」あるいは「荀勗が陳寿を気に入っていた」のいずれか一方のみが正しく、もう一方は誤りと解釈することである。だが、荀勗と陳寿の不和説については『晋書』も採録し（前述）、一方で荀勗の陳寿への高い評価は『文心雕竜』にも見られる⁽³⁴⁾。つまり、それぞれの説に傍証があるため、いずれかを「虚偽の記述」と一蹴してしまうのは躊躇される⁽³⁵⁾。

二つめの可能性は、上述の『華陽国志』の記述は時系列順になっていないと解釈することで、『三国志』魏書の記述が気に入らなかつた荀勗は陳寿を嫌つたが、完成した『三国志』を見た荀勗が、陳寿への評価を改めた」という意味に理解することである。ただし斯かる理解は、史料の伝える前後関係を変更する危険性を孕んでいる上に、傍証となる史料なども無いので、本論ではこの可能性は排除しておく。

そして三つめの可能性は、「はじめは陳寿を褒めていた荀勗が、何らかの理由により陳寿を斥けたく思うようになり、その口実として魏志の記述に「氣に喰わぬ部分がある」と難癖を付けた」というものである。普通に考えれば、『三国志』の一部分である魏志が『三国志』全体より後に完成するということは有り得ないので、はじめ『三国志』を讀えた荀勗が、魏志を理由に陳寿を陳寿を斥けたのなら、左遷の原因が魏志の記述というのは単なる口実であり、荀勗が陳寿を嫌う別の強い理由が生じたことになる。その「憎む理由」とは、順当に考えれば陳寿が政敵となったことであろう。現実的に考えた時、この三つめの可能性が最も無理がないように思われる。それを以下に検証しつつ、張華・荀勗と陳寿の関係について考察していこう。

津田（二〇〇一）によれば、陳寿は羅憲と張華の推挙により孝廉に挙げられ西晋での官途に就いたという。これに従えば、陳寿は早くから張華閥の人士だったことになる。だが一方で陳寿は泰始十年（二七四）、自らが編纂した『諸葛氏集』の序において、「臣が以前著作郎の任にあったとき、荀勗・和嶠が上奏し、もと蜀の丞相であった諸葛亮の故事を

(わたしに) 定めさせました」と自ら書き残している⁽³⁶⁾。しかも津田(二〇〇一)は、同序の推薦者として名が見える「和嶠」は「張華」の誤りであることは明白だと説く。これに従えば陳寿は、荀勗・張華の両名から同時に(恐らくは両者連名の上奏で)推挙を受けたことになる。つまり陳寿は、西晋に仕官してより暫くの間は、荀勗からも張華からもお覚えめでたい人物だったのである。このことは、『華陽国志』に見える「荀勗・張華が陳寿を班固・司馬遷に比して讃えた」という記述とも合致する。荀勗と張華が不仲となった要因は、孫呉討伐の是非を巡ってであるというが、逆に言えば、孫呉討伐が本格的に議論される以前は、陳寿が荀勗にも張華にも気に入られる立場に在ることが可能だったのである。よしんば「和嶠」が「張華」の誤記でなかったにせよ、陳寿を荀勗が推挙したことは確かであり、両者の関係は良好であったと理解して差し支えない。

続いて、荀勗と陳寿の破局について見ていこう。荀勗と張華の対立を決定づけた伐呉を巡る議論は、咸熙二年(二七六)の羊祜の上奏により本格的に始まった。出兵賛成派は僅かに杜預・張華らに過ぎず、荀勗・賈充らを筆頭に反対派が圧倒的であった。だが武帝は二七九年、賈充らの反対を押し切って伐呉を開始する。張華と荀勗の対立が決定的となったのは、羊祜の上奏があつた二七六年頃から伐呉が開始された二七九年頃と思われる。陳寿が左遷された理由を荀勗に睨まれたことに求める史料は複数あるので、事実と見て良い⁽³⁸⁾。恐らく陳寿は、伐呉の是非を巡って朝廷が二分した際、依るべき大樹として荀勗ではなく張華に与し、その結果荀勗の不興を買い、前述のような「魏志に気に食わぬ部分がある」という(恐らくは言いがかりの)理由によって左遷されたのであろう⁽³⁹⁾。

荀勗からも張華からも一目置かれていた陳寿が、荀勗ではなく張華を選んだ理由は定かではないが、その選択は長期的には悪くなかったようである。陳寿や張華を中央から追った荀勗は、晩年の司馬炎から疎まれ、失意のうちに亡くなった。一方で荀勗死後の張華は、楊駿一派や汝南王司馬亮を肅清した賈皇后より拔擢され、十年に渡って政務の中枢にあり続けた。陳寿が太子中庶子として中央官に返り咲いたのも、恐らく張華の引きによるものと思われる。この太子とは恵帝

の愍懷太子のごことで、立太子は恵帝の即位した太熙元年（二九〇）秋八月であるから（『晋書』恵帝本紀）、陳寿の太子中庶子就任もこの頃のことと見て良い。愍懷太子は元康九年（二九九）に廢嫡・殺害されたが、『晋書』では陳寿の没年を元康七年（二九七）としており、これに従えば、陳寿は太子中庶子の在任中に死去したことになる。だが『華陽国志』には、太子廢嫡後に兼散騎常侍となったとあり、これに従えば津田（二〇〇一）の指摘どおり、元康七年という陳寿の没年は成立しない。津田（二〇〇一）は兼散騎常侍への転任を、廢嫡の翌年である元康元年（三〇〇）としている。ところが張華はこの年、政權を握った趙王倫によって裴頴ともども三族皆殺しに処された。だが、明らかに張華閥であったはずの陳寿がそれに連座した形跡はない。もし陳寿がこの時点で存命だったとすれば、張華とは絶妙な距離に身を置いていたとも考えられる。巧みな処世術と言えよう。

以上、陳寿と荀勗・張華の関係について攷察してきた。従来は、陳寿が荀勗に疎まれたという点のみが強調されてきたが、その荀勗とも決して一貫して險悪な関係にあったわけではなく、まして不遇なまま非業の最期を遂げたわけでもないことには留意せねばならない。陳寿は、旧蜀漢人士という不利な要素を抱えながらも、西晋朝において比較的恵まれた官僚人生を送ったと評して良い。その裏には、朝廷や実力者に対する追従の辞を『三国志』の記述に「歴史事実」として盛り込むという処世術と、自らを推挙してくれた荀勗に見切りをつけ張華に与するといった、中央官界の情勢を見極める陳寿の冷徹な政治的判断があったのである。後世もつばら史家と見なされる陳寿であるが、彼は史家である前に官僚なのであった。

四. 『三国志』の示した意義

確かに陳寿は故国蜀漢を称賛せんとの意図を持っていた。だが、彼の意図が、後世風に言うところの「蜀漢正統論」と

同義であったと断定はできない。そもそも、当時は「正統」な王朝はどれか」という発想自体が存在しなかった⁽⁴⁾。宋代の正統論に顕著なように、後世の正統論ではどうしても、「正統」な存在はただ一つであるという発想が根本にあるが、陳寿には「三国のいずれかが唯一の「正統」である」という発想自体が無かったように思われる。『三国志』という書名がそのことを物語るであろう。あえて言えば、『三国志』が唯一の「正統」たる資格を認めているのは、魏呉蜀のいずれでもなく、晋である。西晋王朝の官界を生きる彼が、曹魏を主軸とした史書を編んで政権の意に叶うよう努める一方、許される範囲で郷里・蜀漢称賛の記述を盛り込んだ、というのが現実的などころであろう。曹魏を主軸としつつも「天下が三つに分裂していた」ということが分かる魏蜀呉の三本立てという構成は、三国すべてを凌駕する偉大な存在として西晋を称賛することに成功した。故国蜀漢を埋もれた存在とせずに済み、しかも政権の意に最大限叶うという、まさに一挙兩得な史書、それが『三国志』だったのである。

だが、陳寿の意図はどうあれ、魏蜀呉という三本立ての構成を採ったことが後世に与えた意義は大きい。渡邊義浩(二〇〇八)は『三国志』を「並立する王朝のなかで「正統」は一つしかないことを示さんとした最初の史書」であると評する。だが、むしろ『三国志』を読んだ後世の読者が実感することは「正統は一つしかない」ことというよりは、「天下は分裂し得る。皇帝は同時に複数存在し得る」ということであろう。『三国志演義』(毛宗崗本)の第一回が「話說天下大勢、分久必合、合久必分」という語りだして始まることは、それを雄弁に物語る。

今となつては、我々は陳寿の意図を推測することしかできない。だが、陳寿の真意はともかく、『三国志』という書名、そして同書の構成は、「天下は常に統一された状態にあるとは限らないのであり、皇帝が同時に三人も並立することは有り得るのだ」ということを後世に知らしめる意義を持つこととなった。後世における「正統論」において、三国時代が好んで論じられた所以である。

おわりに

三国時代は、始皇帝が「皇帝」の号を定めて以来、複数の皇帝が同時に並立した史上初の時代であった。この時代の歴史を扱った『三国志』は、魏呉蜀それぞれが自らの正当性を主張しあったことを明記し、天下には複数の皇帝が現れ得ることを後世に伝える役割を果たした。そしてそれ故に、正統論が盛んとなった後世において、三国時代は多くの注目を集めることとなったのである。もし漢や魏が絶対の支配者であり続け、滅びることが無いならば、その「正統」は余りに常識であり、疑う余地などない。「受命の存在であつても終焉の時が来る。しかも、実力の拮抗した自称受命者が複数登場し、それぞれが大義名分を有している」という事実を突きつけることによって、「誰が本当の受命者なのか」を考えることを強いる、それが『三国志』という史書が後世に果たした最大の意義であつたと言えよう。

かかる意義を有した『三国志』は、古来、名著と讃えられることの多い書でもある。だが同書から読み取れるのは、三国時代の英雄豪傑の生き様だけではない。陳寿が『三国志』に込めた最大の意図は、蜀あるいは魏の「正統」性を主張することではなく、自らの仕える晋朝を讃美することにあつた。そのために彼は、同書を魏書・呉書・蜀書という三部構成とすることにより、天下が分裂していたことを強調し、斯かる分裂を統一した晋は偉大であると高らかに讃えているのである。一見、公正な歴史書に見える『三国志』にも、陳寿の政治的道具としての性格が色濃いことを、看過してはならぬであろう。

注

(一) 筆者は、中国における三国時代をめぐる言説の展開を、「三国志文化」という一つの文化現象として捉えている。「三国志文化」の詳しい定義とその意義については、田中靖彦(二〇〇五)も参照。

- (2) 『三国志』を全六十六巻とするものもある。たとえば『旧唐書』では、『魏國志』三十巻〔陳壽撰・裴松之注〕。〔『旧唐書』卷四十六・經籍志上・乙部史録、正史類一。〕は割注を示す。以下同様。『蜀國志』十五巻〔陳壽撰〕、『吳國志』二十一巻〔陳壽撰・裴松之注〕(同、偽史類三)としている。この巻数を合計すると、全六十六巻となる。現存する『三国志』(百衲本)は六十五巻であるが、元々六十五巻であったのか、一巻が散逸して現在に伝わらないのかは不明である。もし元来は六十六巻であったとするならば、渡邊義浩(二〇〇八)の指摘するように、失われた一巻は自序に該当する部分であった可能性が指摘できる。紀伝体の史書の祖である『史記』は太史公自序を以て縮めており、これ以後の史書は自序を末尾に配置する伝統がある。陳寿がこれに倣ったとしても不思議ではない。あるいは、本編六十五巻と敘録一巻の合計で六十六巻という算定が行われた可能性もある。また『隋書』卷三十三・經籍志二・史には『三国志』六十五巻〔敘録一巻。晉太子中庶子陳壽撰、宋太中大夫裴松之注〕とある。
- (3) 陳寿の生涯についての主な先行研究としては、楊耀坤・伍野春『一九九八』、津田資久(二〇〇一)がある。特に津田(二〇〇一)は、『華陽國志』と『晋書』の陳寿伝について史料批判を行いながら陳寿の來歴の再構築を目指している。
- (4) 蜀漢に仕えた人士。讖緯の学に通じていた。鄧艾率いる魏軍が成都に迫ると、劉禪に投降を勧められて納められた。その功により曹魏に仕えて後司馬昭から重んぜられるが、西晋への仕官は病と称して辞退した。蜀志十二に列伝がある。
- (5) 津田(二〇〇一)によると、陳寿が散騎・黄門侍郎に就任したとする『華陽國志』の記述は竄入であり事実とは認めがたいとする。
- (6) この人事の正確な時期は不明である。津田資久(二〇〇一)は、『太康三年(二八二)正月には張華の幽州左遷で中央での後ろ盾を失っており、それ以後も陳寿を含むところのある中書監荀勗の下で長らく中書省に留任できたとは思われないので、この前後に長広太守に左遷されたと見られる』と分析する。
- (7) 陳寿が斯かる貶議にかかったことについて、本田浩(一九六二)は「寒士の進出を小さな過失で以て叩きつけ」たものと理解する。一方、楊耀坤・伍野春『一九九八』は、陳寿と仲が険悪であった旧蜀漢人士による誣告を受けた結果であると指摘する。
- (8) これは『華陽國志』による。『晋書』陳寿伝では、「後數歲、起爲太子中庶子、未拜(後數歲にして、起ちて太子中庶子と爲るも、未だ拜せず)」とあり、これに従えば太子中庶子には就任しなかったことになる。また『晋書』には、兼散騎常侍に関する記述も見えない。
- (9) これも『華陽國志』による。本論第三章で述べたように、『晋書』と『華陽國志』では、陳寿の没年に齟齬がある。

- (10) ……魏吳蜀三國の志を撰す、^{すべ}凡て六十五篇。時人其れ敘事に善く、良史の才有りと稱す。夏侯湛時に『魏書』を著すも、壽の作る所を見て、便ち己の書を壞ちて罷む。張華深く之を善しとし、壽に謂ひて曰く、「當に『晉書』を以て相付すべきのみ」と。其れ時の重んずる所と爲ること此の如し。或ひと云ふらく、「丁儀・丁廙魏に盛名有り、壽其の子に謂ひて曰く、「千斛の米を與へられんことを覓む可し、當に尊公の爲に佳傳を作らん」と。丁之に與へず、竟に爲に傳を立てず。壽の父馬謖の參軍と爲るも、謖諸葛亮の誅する爲と爲り、壽の父も亦た坐して髡せられ、諸葛瞻も又た壽を輕んず。壽亮の爲に傳を立つるや、亮を「將略は長ずるに非ず、應敵の才無し」と謂ひ、瞻を「惟だ書に工みなるのみにして、名其の實に過ぐ」と言ふ」と。議者此を以て之を少とす。……元康七年、病みて卒す、時に年六十五。梁州大中正・尚書郎の范頴等上表して曰く、「……臣等案するに、故の治書侍御史陳壽『三國志』を作り、辭に勸誡多く、得失に明るく、風化に益有り、文艷は相如に若かずと雖も、而れども質直は之に過ぐ、願はくは採録を垂れんことを」と。是に於て詔して河南尹・洛陽令に下し、家に就きて其の書を寫せしむ。
- (11) 丁儀・丁廙は、曹魏の人士。曹植に近い立場にあり、王位に就いた曹丕によつて処刑された(魏志十九・陳思王曹植伝)。
- (12) 臣等謹んで案するに、『三國志』六十五卷、晉の陳壽の撰、宋の裴松之の註なり。壽の事迹は『晉書』本傳に具さにして、松之の事迹は『宋書』本傳に具さなり。凡て魏志三十卷、蜀志十五卷、吳志二十卷。其の書魏を以て正統と爲す。習鑿齒『漢晉春秋』を作るに至り、始めて異議を立つ。朱子より以來、鑿齒を是として壽を非とせざるは無し。然れども理を以て論ずれば、壽の謬は萬萬辭無し。勢を以て論ずれば、則ち鑿齒の漢を帝とするは順にして易く、壽の漢を帝とせんと欲するは逆にして難し。蓋し鑿齒の時、晉已に南渡し、其の事蜀に類する有り。偏安を爲す者の正統を争ふは、此れ當代の論に孚なる者なり。壽は則ち身は晉武の臣爲り、而して晉武は魏の統を承く。魏を僞とするは是れ晉を僞とするなり。其れ能く當代に行はれんや。此れ猶ほ宋太祖の篡立は魏に近く、而して北漢・南唐は蹟蜀に近く、故に北宋の諸儒は皆避くる所有りて、魏を僞とせざるがごとし。高宗より以後は、江左に偏安し、蜀に近し。而して中原の魏地は、^{また}全く金に入る。故に南宋の諸儒は乃ち紛紛として起ちて蜀を帝とす。此れ皆當に其の世を論ずべくして、未だ一格を以て繩す可からざるなり。
- (13) 『曝書亭集』卷五十九。なお、本田濟(一九六二)は同論を紀昀の著として引くが、管見の限り紀昀に斯かる著作は無い。
- (14) 陳壽は、良史なり。世誤りて『晉書』の文の「米を丁氏の子に索むるも、獲ざれば、竟に與に立傳せず。又諸葛亮を「將略は長ずるに非ず、應敵の才無し」と輕んず」と謂ふを信じ、此を以て壽を誦る。宋の尹起莘に至るや、從ひて之を甚だしくす。其の言に曰く、「陳壽の『三國』を志して自り、全く天子の志を以て魏に予へ、而して列國を以て漢を待す」と。天下の三分の二を收め、

司馬氏之を繼ぎ、時に于て史を作る者は、王沉には則ち『魏書』有り、魚豢には則ち『魏略』有り、孔衍には則ち『魏尚書』有り、孫盛には則ち『魏春秋』有り、郭頌には則ち『魏晉世語』有り。之の數子は、第だ魏有るを知るのみ。壽獨り魏を吳・蜀と齊しくし、其の名を正して『三國』と曰ひ、以て魏の正統爲るを得ざるを明らかにす。其の識流俗の表を廻拔す。且つ夫れ魏の禪を受くるや、劉廙・辛毗・華歆・劉若の輩功徳を頌し、李伏・許芝符瑞を上り、先後して百餘人を動かす、其の文裴松之の注に見ゆ。今に至るも遺碑許に在り、大書深刻さる。而るに壽盡く之を削り、以て登載せず。先主の漢中に王たりて、武擔に帝位に即くに至るや、蜀の羣臣の請封の辭・勸進の表・皇天后土に告祀するの文、大書特書し、昭烈の漢統を紹ぐを明著し、蜀に予ふるに天子の制を以てす。以て良史の心を用ふるの苦を見るに足る。街亭の敗には、壽馬謖の亮の節度に違ひ、舉動宜しきを失し、張郃の破る所と爲れるを直書し、初めより未だ嘗て父謖の軍の參たりて罪を被るを以て、私隙を借りて亮を咎めず。亮を「應變の將略は、其の長ずる所に非ず」と謂ふに至りては、則ち張儼・袁準の論も皆然りとす、壽一人の私言に非ざるなり。壽の魏の文士に於けるや、惟だ王粲・衛覲五人等の爲に立傳するのみ。粲は其の制度を興造するを取り、覲は其の多く典故を識るを取る。徐幹・陳琳・阮瑀・應瑒・劉楨の若きは、僅かに祭傳に附して書す。彼の丁儀・丁廙、何ぞ獨り當に立傳すべけんや。此の謗りを造むる者も、亦た未だ壽の史を作るの大凡を明らかにせず。噫、『綱目』の年を紀すや、章武を以て建安に接ぎ、而る後に統の正しきを得たり。然れども百世の下爾る可し。其れ當時に在りては、蜀は魏に入り、魏は晉に禪る。壽既に晉に仕へたれば、安んぞ能く蜀を尊ぶを顯らかにして以て大戮を干さんや。『書』に曰く、「人を責むるは斯れ難しとする無し」と。尹氏の壽を責むるは、予竊かに以爲へらく、未だ其の平らかなるを得ざるなりと。

(15) 曹丕の即位劇に関する文書は、魏志二・文帝紀には献帝から曹丕への讓位の冊書しか採録されていない。臣下の勸進文などは、裴松之が注として引用した『献帝伝』に採録されている。

(16) 錢大昕「三國志辨疑序」もまた同様の指摘をしている。

(17) 魏志二(曹丕への受禪文)、蜀志三(劉禪を皇太子に立てる冊書)。

(18) 魏志一に一つ(曹操に九錫を賜い魏公とする)、魏志五に一つ(卞氏を王后に立てる)、魏志十八に一つ(曹丕、龐徳へ諡号を賜う)、蜀志三に一つ(降伏した劉禪を魏が安樂公に封ずる策書)、蜀志四に五つ(劉備が穆氏を皇后に、劉禪が張氏を皇后に、劉永を魯王に、劉理を梁王に、劉瑋を皇太子に立てる)、蜀志五に三つ(諸葛亮を丞相とする、街亭戦後に降格した諸葛亮を丞相に復する、諸葛亮へ諡号を賜う)、蜀志六に二つ(張飛を車騎將軍に、馬超を驃騎將軍に任ずる)、蜀志八に一つ(許靖を司徒とする)、呉

志二に一つ（曹丕が孫権に九錫を賜う）、呉志五に一つ（孫権の歩夫人に皇后を追贈する）。

(19) 宮川尚志《一九五六》第二章「禪讓による王朝革命の研究」を参照。

(20) 孫権は曹丕より九錫を賜ったのち、「黃武」と改元した。これは孫呉も曹魏同様に土徳を称した証左であるが、渡邊義浩（二〇〇七）によると、孫呉は曹魏滅亡後、自らを金徳と称するようになったが、そこにはかつて曹魏より九錫・呉王を賜与されたことに基づき、曹魏に代わるものとして自らを位置づけるという思想があったという。加えて渡邊は、ただし金徳を称することは晋と重複するため、『三国志』では孫呉が金徳を称したことを記載していないとも述べる。

(21) 孫権はその後、遼東の公孫淵に九錫を下賜している（呉志二・呉主伝）。宮川前掲書は、曹丕が孫権に、孫権が公孫淵に九錫を下賜したことを「単なる特殊の待遇を与えその欲心を買った」に過ぎないとして重視しない。一方、石井仁（二〇〇一）によると、漢魏以降、九錫中の虎賁は三百人に固定され、その保有者かものはや人臣でないことを示すが、孫権や公孫淵が受けた九錫中の虎賁は百人であり、これは九錫確立以前の痕跡であり、天子と人臣の境界に位置するものだという。

(22) 本田濟（一九六二）は、「蜀志呉志の建て方は晋書載記などと異質で、孫権伝や先主伝は名こそ伝だが、書きぶりは本紀と変らないう。魏のみに帝号を用いながらも、書物全体の構成ははっきり三本建てである。これはいわば国語にも似て、諸国分立のさまを明示する」と、三国が鼎立していたことを強調する筆致の存在を指摘している。また本田は、陳寿の蜀への迴護を認めつつも、「（蜀を）正統とするまでの意識があったかどうか俄かに断じえない」とも述べる。

(23) 晋朝の成立後も、この弑逆事件の正当化は重い課題だったようである。杜預が『左伝』の注釈作業の中でこの弑逆を正当化せんとしたことは渡邊義浩（二〇〇五a）に詳しい。また東晋の習鑿齒は、著書『漢晋春秋』において、この弑逆に対する司馬昭の関与を隠蔽せんとした。田中靖彦（二〇〇五）参照。

(24) 『春秋左伝』宣公・伝十五年に「川澤納汙、山藪藏疾、瑾瑜匿瑕、國君含垢」とある。「山藪藏疾」は、「山林藪沢は、毒蛇などの害毒が潜伏するのを許すものである」という。

(25) 同部分に裴注として引かれた孫盛の意見に、「晋軍が間近に迫ってはじめて命乞いをしたのだから、孫皓の罪は許されるものではない」とあり、孫皓の遅い投降が罪と見なされていたことを伝えている。

(26) 当時の西晋では、司馬炎の後継者問題が朝廷を二分していた。司馬炎の長男・司馬衷は、その資質不足が早くから指摘されており、群臣の期待は、賢人と評判の司馬攸（司馬炎の弟）に集まっていた。司馬攸の人望を警戒した司馬炎は、多くの反対を押し

け、司馬攸を任地・齊に帰藩せしめる決定を下した。司馬攸は赴任途中に死去する。

(27) 杜畿伝によると、杜畿は荀彧の推挙で曹操に仕え、善政を敷いて民に慕われ、曹操への軍需物資提供を常に円滑に行い、曹操から蕭何・寇恂に比して讃えられたという。これが事実とするならば、杜畿は荀彧に並ぶ建国の功臣であることになる。

(28) 宮川尚志《一九七〇》によると、この逸話は元々『語林』の伝える逸話で、立伝されなかった丁氏とは本来は会稽山陰の丁氏であり、『晋書』が原史料である『語林』を読み替えて会稽の丁氏を沛郡の丁氏に改めた創作逸話であるという。一方で石井仁《二〇〇〇》は、丁儀・丁廙兄弟を輩出した沛国の丁氏は、曹操を輩出した沛国曹氏と深い関係にあり、しかも丁儀らの父・丁冲は曹操政権の立役者であるから、彼らの列伝が『三国志』に無いのはおかしいと指摘する。

(29) 『晋書』陳寿伝に、蜀漢仕官時のこととして「宦人黄皓専弄威權、大臣皆曲意附之、(陳)壽獨不爲之屈、由是屢被譴黜。遭父喪、有疾、使婢丸藥。客往見之、郷黨以爲貶議(宦人の黄皓威權を専弄し、大臣皆意を曲げて之に附くも、(陳)壽獨り之が爲に屈せず、是れに由りて屢々譴黜せらる。父の喪に遭ふも、疾むこと有りて、婢をして藥を丸めしむ。客往きて之を見、郷黨以て貶議を爲す)」とある。ただし、『華陽国志』陳寿伝には、陳寿と黄皓の関係に関する論及は無い。

(30) 例えば井波律子《一九九四》は、第一章に「不運な歴史家、陳寿」という節を設け、陳寿が後世あらぬ誹謗中傷を受けたとして、彼への同情を示す。

(31) 『華陽国志』陳寿伝には「太子轉徙後、再兼散騎常侍。惠帝謂司空張華曰、「(陳)壽才宜眞、不足久兼也。」華表欲登九卿、會受誅、忠賢排擯。壽遂卒洛下、位望不充其才、當時冤之(太子轉徙さるの後、再び兼散騎常侍たり。惠帝司空的張華に謂ひて曰く、「壽の才宜と眞なり、久しく兼ねる足らざるなり」と。華表して九卿に登せんと欲するも、會ま誅を受け、忠賢排擯せらる。壽遂に洛下に卒し、位望其の才を充たさず、當時之を冤とす。」とある。

(32) 宮川尚志《一九五六》第三章「六朝貴族社会の生成」第二節「蜀姓考」を参照。

(33) 吳平らぎて後、壽乃ち三國の史を鳩合し、魏・吳・蜀三書六十五篇を著し、『三國志』と號す。又『古國志』五十篇を著し、品藻典雅たり。中書監の荀勗・令の張華深く之を愛し、班固・史遷を以て方ふるに足らずとす。……華表して兼中書郎とせしむ。而れども壽の『魏志』に勗の意を失するところ有り、勗其の内に處るを欲せず、表して長廣太守と爲す。

(34) 『文心雕龍』卷四・史伝第十六は、後漢末の諸々の歴史書の内容に疎漏が多いことを実例を挙げて指摘した上で、「唯陳壽『三志』、文質辨洽、荀・張比之於(司馬)遷・(班)固、非妄譽也(唯だ陳壽の『三志』のみ、文は質にして辨は洽く、荀・張の之を遷・固

に比するは、妄譽に非ざるなり。」と記し、「荀・張」が陳寿を司馬遷や班固に比したのも出鱈目ではないと讚えている。ここでいう「荀・張」とは、恐らく荀勗と張華であろう。

(35) 不和説を説く『晋書』も、高い評価を与えた説を説く『文心雕竜』も、いずれも『華陽国志』の上述史料の都合の良い部分だけを抄録した、という可能性は低くない。そう考えれば『晋書』も『文心雕竜』も、それぞれの説を補強する材料と見なすことはできないことになる。だが、そう考えた場合でも、両説はいずれも等しく傍証を失ったに過ぎず、両説いずれもが『華陽国志』に見える以上、対等の説得力を失わぬであろう。

(36) 『蜀志』五・諸葛亮伝にある『諸葛氏集』目録に続けて、「臣壽等言、臣前在著作郎、侍中・領中書監・濟北侯臣荀勗・中書令・關内侯臣和嶠奏、使臣定故蜀丞相諸葛亮故事。……泰始十年二月一日癸巳、平陽侯相臣陳壽上。(臣壽等言ふ、臣前に著作郎に在り、侍中・領中書監・濟北侯臣荀勗・中書令・關内侯臣和嶠奏し、臣をして故の蜀の丞相たる諸葛亮の故事を定めしむ。……泰始十年二月一日癸巳、平陽侯相臣陳壽上す。)」とある。

(37) 賈充・荀勗らは孫呉討伐に反対し、一方で杜預・張華らは孫呉討伐主張派であった。荀勗が張華を憎んだのは、自分たちが反対していた孫呉平定が達成されてしまったからであるという。津田(二〇〇一)は、伐呉反対派であった馮統が、孫呉平定後に恥じ入り、同時に張華を敵のごとく憎んだという『晋書』卷三十九・馮統伝の記述を引き、荀勗が張華と対立した理由もここに求められると理解する。伐呉の実施と人選が西晋武帝朝の派閥抗争と密接に関わっていたことについては、中林史朗(一九九〇)、渡邊義浩(二〇〇五a)を参照。

(38) 既に挙げた史料の他にも、例えば『芸文類聚』卷四十八・職官部四「中書侍郎」に引く王隱『晋書』にも、「陳壽舉孝廉、爲著作郎、與張華友善。華當啓轉中書郎。荀勗黨疾壽・華、語吏部、出爲長廣太守(陳壽孝廉に擧げられ、著作郎と爲り、張華と友善たり。華當に啓して中書郎に轉ぜしむべし。荀勗の黨壽・華を疾み、吏部に語りて、出でて長廣太守と爲さしむ。)」とある。

(39) もし陳寿が荀勗本人から一目置かれていたとすると、前掲の「荀勗黨疾(陳壽・張華)」という王隱『晋書』の表現も意味深長に思われる。これを厳密に解釈するならば、陳寿を憎んでいたのは「荀勗の党」であり、荀勗本人ではない、という含意が看取し得るからである。

(40) 前述のように、『三国志』には晋朝と司馬炎に対する迎合の度合いが強い。そのことを踏まえて陳寿が張華を選んだ理由を考えると、時の皇帝である司馬炎本人が伐呉を希望し、張華や杜預がそれに賛同したことで、陳寿の目には張華のほうが荀勗よりも

皇帝に近しく安定した勢力と見えたため、という予測が成り立つ。伐呉の是非を巡る論争で勝利を収めた張華・杜預が（しかも彼らの議論どおり伐呉は大成功し、天下統一の大事業が達成されながら）、論争の敗者である荀勗・賈充らに政争で敗れようとは、陳寿ならずとも想像し得なかつたであろう。渡邊義浩（二〇〇五a）、同（二〇〇五b）を参照。

(41) 後世の三国時代評価に「正統」の概念が組み込まれる端緒については、田中靖彦（二〇一〇）を参照。

《文献表》（著者五十音順）

- ・石井仁（二〇〇一）「虎賁班劍考―漢六朝の恩賜・殊礼と故事―」『東洋史研究』五九四。
- ・石井仁（二〇〇〇）『曹操 魏の武帝』新人物往来社。二〇一〇年に加筆修正の上、同社より同名の文庫として出版。
- ・井波律子（一九九四）『三国志演義』岩波書店。
- ・小林春樹（二〇〇八）『三国志』の王朝観―『漢書』との比較を中心として―『狩野直禎先生傘寿記念 三国志論集』三国志学会。
- ・田中靖彦（二〇〇五）『漢晋春秋』に見る三国正統観の展開『東方学』一一〇。
- ・田中靖彦（二〇一〇）「澶淵の盟と曹操祭祀―真宗朝における「正統」の萌芽―」『東方学』一一九。
- ・津田資久（二〇〇一）「陳寿伝の研究」『北大史学』四一。
- ・津田資久（二〇〇三）「魏志」の帝室衰亡叙述に見える陳寿の政治意識『東洋学報』八四四。
- ・津田資久（二〇〇五）「曹魏至親諸王攷―『魏志』陳思王植伝の再検討を中心として―」『史朋』二八号（二〇〇五年十二月号）。
- ・中林史朗（一九九〇）「西晋初期政治史の一断面―征呉問題と巴蜀人士」『北京外国語大学 大東文化大学交流協定十周年記念論文集』北京外国語大学・大東文化大学。
- ・本田清（一九六二）「陳寿の三国志について」『東方学』二三。
- ・宮川尚志（一九五六）『六朝史研究―政治・社会篇』日本学術振興会。
- ・宮川尚志（一九七〇）『三国志』明徳出版社。
- ・宮崎市定（一九五六）『九品官人法の研究―科挙前史―』東洋史研究会。のち『宮崎市定全集』六（岩波書店、一九九二年）に収録。本論では中公文庫版（一九九七年）を参照した。
- ・楊耀坤・伍野春（一九九八）『陳寿・裴松之評伝』南京大学出版社。

- ・渡邊義浩〈一九九八〉「諸葛亮像の変遷」『大東文化大学漢学会誌』三七。
- ・渡邊義浩〈二〇〇五a〉「杜預の左伝癖と西晋の正統性」『六朝学術学会報』六。
- ・渡邊義浩〈二〇〇五b〉「杜預の諒闇制と皇位継承問題」『大東文化大学漢学会誌』四四。
- ・渡邊義浩〈二〇〇七〉「孫呉の正統性と国山碑」『三国志研究』二二号。
- ・渡邊義浩〈二〇〇八〉「陳寿の三国志と蜀学」『狩野直禎先生傘寿記念 三国志論集』三国志学会。